

経済産業省

20220530保局第1号
令和4年6月10日

電気事業法施行規則第50条第3項第9号の解釈適用に当たっての考え方（内規）

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する保安規程（以下「保安規程」という。）の記載事項については、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「省令」という。）第50条第1項において、事業用電気工作物であって、一般送配電事業、送電事業、配電事業又は発電事業（法第38条第3項第5号に掲げる事業に限る。）の用に供するものと、それ以外の事業用電気工作物（すなわち、特定送配電事業又は発電事業（法第38条第3項第5号に掲げる事業以外のものに限る。以下同じ。）の用に供する事業用電気工作物及び自家用電気工作物（発電事業の用に供するものを除く。以下同じ。））に区分し、保安を一体的に確保することが必要な組織ごとに定めることとしている。特定送配電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物及び自家用電気工作物の設置者の定める保安規程については、省令第50条第3項に掲げる事項について記載することが求められ、自主保安活動を行う上での基本的なルールを設置者自らの責任において適切に定めるべく、同項第9号について下記のように記載されることが必要である。

なお、本内規に定める保安規程の記載事項は、経済産業省が、本内規の制定時において、特定送配電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物及び自家用電気工作物の保安確保に必要と考える標準的記載事項である。

記

サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するため、次に掲げる事業用電気工作物の種類ごとにそれぞれに定められたところにより適切な措置が講じられることが必要である。また、次に掲げるもののほか、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を行う上で設置者の判断により必要となるものについて記載することが必要である。

1. 特定送配電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物

- ① スマートメーターシステムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 J E S C Z 0 0 0 3 （ 2 0 1 9 ） 「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」によること。
- ② 電力制御システムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 J E S C Z 0 0 0 4 （ 2 0 1 9 ） 「電力制御システムセキュリティガイドライン」によること。

2. 自家用電気工作物

遠隔監視システム及び制御システムにおいては、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（内規）」（令和4年6月10日付け20220530保局第1号）によること。

附 則（20220530保局第1号）

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物であつて電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第50条第1項第2号に掲げるものは、この規程の施行後に行う変更の工事によって電気設備の技術基準を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省令第51号）による改正後の電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第15条の2が適用されるまでの間については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。